# ■ 委員会の審査状況 ■

# 〈常任委員会〉

産業経済,総合政策建設,文教観光及び環境厚生の各常任委員会は,10月1日及び2日の2日間にわたり,総務警察委員会は10月1日から3日の3日間にわたって,それぞれの委員会室において,所管に係る議案等について審査及び調査を行った。

# 総務警察委員会

# (委員長報告 令和6年10月9日本会議)

総務警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

# [議 案]

当委員会に付託されました議案5件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決 すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第77号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第2号)」のうち、「南薩地域振興局新庁舎整備に係る実施設計に向けた基本設計業務委託」に関し、南薩地域振興局新庁舎整備基本計画(案)における「地域のために活用できるイベントスペースの設置」等の記載について、ニーズ調査が行われたのか質疑があり、「管内の四市及び関係機関に対して、庁舎に求める機能という形でニーズ調査を行っているほか、職員に対しても、庁舎に求める機能などのアンケート調査を行い、その結果等を踏まえて本計画に記載しているところである」との答弁がありました。

また、議案第90号「契約の締結について議決を求める件」に関し、防災行政無線の再整備の内容について質疑があり、「災害時に重要な役割を果たす防災行政無線のうち、衛星系については、自治体衛星通信機構が運用している全国の自治体共通ネットワークを利用しており、同ネットワークの新サービスへの移行に合わせて再整備を行うものである。今回の再整備により、通信がより安定的で高画質となるほか、これまでの県から市町村への一方向のみの通信ではなく、市町村からの情報の発信も可能となる」との答弁がありました。

# [請願·陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情23件について、不採択すべきものと決 定いたしました。

また、継続審査分の1件について、引き続き継続審査すべきものと決定いたしました。 審査の過程の主な論議について申し上げます。

新規付託分の陳情第1014号から陳情第1035号の各第2項の22件については,「抜本的な改革を求めるべき」として採択を求める意見と,「性暴力を許さない,法治国家の核となる組織への抜本的改革や,女性を含めた様々なマイノリティ等に対する差別や暴力を許さない抜本的な意識改革等については,県警察として当然に求められていることであり,議会としても求めていることは当然のことではあるが,当該陳情は,証拠隠滅など,必ずしも事実に基づくとは限らないことを前提とした趣旨の内容である」として不採択を求める意見があり,取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

# [県政一般]

次に, 県政一般について申し上げます。

まず、警察本部関係では、閉会中の7月と8月に委員会を開催し、警察本部の不祥事案件に関し、集中的に調査を行いましたことを御報告いたします。それらを踏まえ、今定例会においては、特定調査として「警察本部の不祥事案件の再発防止対策に係る取組」について論議が交わされました。

調査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、7月19日の委員会では、警察本部長から、前生活安全部長が、県警察の職員に係る2つの事案に関して本部長が隠蔽を図ったかのような発言を行ったことに対し、県警察が隠蔽した事実や本部長が隠蔽を指示した事実はないことについて、捜査の時系列とともに説明がありました。また、公安委員会から、本部長が隠蔽を指示したと判断する事実は認められない一方で、非違事案の原因分析と実効性のある再発防止対策の実施等を要望する旨の文書を受けたことや、本部長が警察庁から、一連の対応に問題があったとして警察庁長官訓戒を受けたこと等についても併せて報告があり、その後、議論が交わされました。

委員から、県内宿泊療養施設での性的暴行事件や詐欺事件に係る被害届等の受け渋りについて質問があり、「宿泊療養施設での性的暴行事件については、告訴状の写しを一旦警察側で預かったものの、警察署内の連携不足から、相談当日に被害者に当該写しを返却していることは事実で、受け渋りと捉えられても仕方のない対応であり、批判については真摯に受け止め、今後の反省・教訓としたい」「詐欺事件の鹿児島南署への相談に対する対応については、県公安委員会から指導を受けており、県警察としては、各警察署に対し、被害相談を受理した担当者の法令判断に誤りがないか捜査幹部による確認を行うよう指導するとともに、本部の担当部署は警察署任せにすることなく、各警察署が受理した被害相談の内容を確認し、被害者の心情に配慮し、被害届の受け渋りなど不適切な対応がなされることのないよう指導を行っている。また、職員に対し、法令判断の技能向上、当事者意識を持った相談対応、事案の組織的な検討について指導するとともに、県下生活安全・刑事担当課長等会議において、各幹部に対し、本件事案を受け被害者への適切な対応等について指導を行っているところである」との答弁がありました。

また、「刑事企画課だより第20号」が不適切な表現となった経緯等について質問があり、「作成の趣旨については、犯罪事実の有無や事案の解明に必要性が認められない捜査資料等を保有し続けることによって、警察にとって都合の悪い書類だったので送致しなかったといった無用の誤解を招く可能性があったため、そうした誤解を招くことのないように適正に書類を保管・管理することを周知する趣旨で記載したものであるが、その審査が不十分であり、多くの方々に疑問や不信感を抱かせることとなってしまったことは十分反省している」「幹部による決裁過程での十分な精査・検討が徹底されていなかったことが最大の要因と認識しており、今後は、決裁過程における十分な精査・検討を徹底するとともに、教養資料を作成する職員に対する指導教養を行ってまいりたい」との答弁がありました。委員からは「こうした文書を署内で回し、それぞれの段階で決裁されているにも関わらず、危うい間違いに気づかないところに問題がある」との指摘がありました。

また、枕崎署の盗撮事案について、捜査に約5か月かかった理由について質問があり、「当該事件は、犯人と犯行を直接結びつける指紋やDNAなどの資料が全くないに等しい事件であり、全く無の状態から始まった捜査である。捜査車両のようなものが映っており、それが捜査車両なのかについてもまだ不確実なところからスタートしており、捜査には非常に困難を来したというところが、捜査に5か月かかった理由の一つかと考えている」との答弁がありました。

また、「同事案については、証拠書類が一切示されていないため、答弁されても疑念が払拭できない。防犯カメラの映像等は示せないのか」との質問があり、「刑事訴訟法第47条に『訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りではない』という規定があり、関係者の名誉またはプライバシーの保護、公判への影響を考慮しながら、本日は、説明できる部分に

ついては全て説明するように努めている」との答弁がありました。

次に、8月6日の委員会では、まず、警察本部長から、県公安委員会による指導のもとで策定された「一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策」について説明があったほか、同対策に掲げた鹿児島県警察・改革推進委員会や様々な施策の推進により、県民から県警察は変わったと思っていただけるよう全力で取り組む旨の発言があり、その後、議論が交わされました。

委員から、鹿児島県警察・改革推進委員会等の機能や頻度等について質問があり、「警部補以下で構成される改革推進研究会でなされた提言等が上がった時点で改革推進委員会が開かれる予定であるが、同委員会には様々な再発防止対策のフォローアップの機能もあるため、チェック機能という意味では定期的な開催を想定している」「改革推進研究会には、本部長は常時参加するものではなく、必要に応じて参加するものである」などの答弁がありました。委員からは、「警部補以下の職員が萎縮せずに話せる場となるよう配慮いただきたい」「改革推進研究会等で自由意見として発せられた言葉が昇任試験や人事評価に影響しないということをはっきりとここで約束していただきたい」との要望がありました。

また、再発防止について客観性をどう担保するのか質問があり、「再発防止対策のフォローアップなどに際し、改革推進委員会の仕組みなどを活用して専門性を有する外部有識者等の意見などを聞きながら客観性を担保してまいりたい」「専門家、有識者の招聘に当たっては、公平性、客観性などを担保しながら選定して招聘したい」との答弁がありました。

また、再発防止対策の具体的なスケジュールが示されていないとの指摘があり、「再発防止対策案については、実施すべきは実施しているところであるが、今後、取組の具体的なスケジュールについて可能な限り示してまいりたい」との答弁がありました。

また、非違事案の公表基準や、懲戒処分の基準の見直しについて質問があり、「どういった事案であれば記者会見するなどの基準を一概に示すのは困難である」「非違事案の処分については、警察庁の発表の指針を踏まえて発表を行っている。処分は、個人の尊厳に関わること、関係者のプライバシーの問題もあることから、他県とのバランスも看過できないものであり、本県独自の基準というのを設けるのはかなり慎重な検討が必要だと考えている」との答弁がありました。委員からは、「処分の基準が知事部局等と比較して非常に甘いため、独自の基準について、警察庁とも連携しながら検討してほしい」との要望がありました。

また、本部長が県警全体の信用を落としたという信用失墜行為をしているにも関わらず、長官訓戒にとどまっていることに対する見解や、本部長として足りなかったと感じる部分について質問があり、本部長からは「責任の取り方については、反省・教訓についてしっかり総括し、それに対して解決策になるようなものをつくり上げていくということが私の責任であるということで、今回このような報告書をまとめたものである」「私の反省の弁として、私自身が鹿児島県警察職員から相談しやすい相手ではなかったという可能性があるのかなというのがある。本来であれば、私が部下の解決策になっていれば求めなくても相談に来るわけだが、他方で、そういう機会というのは実は結構少ないため、そういう意味では、むしろ私が問題を難しくしている、相談に対して正しい答えを出せるだけの能力がなかったという部分があるのかなと思う。県警察職員の方も実直であるため、そのことを私に対して明確に知らせるのがはばかられたのかなと受け止めている」との答弁がありました。

また、再発防止対策について、議会や県民からの意見を盛り込んで修正する考えはないのかという質問や、前生活安全部長の裁判前でまだ何も解決されていない中で、なぜ再発防止策が示せるのかという指摘があり、「今回、一旦、この再発防止策を示させていただき、今後また色々な御意見を伺うことになるが、それは真摯に受け止め、今後の再発防止策にまた生かしていくというPDCAサイクルをうまく回してまいりたい」「今後、新たな事案が出てくるか分からない状態で、それを待って再発防止策を進めないということは馴染まないと考えており、今、県警察として知り得た中でできることを可及的速やかに実施し、一刻も早く信頼を取り戻すということを考えており、今後新たな事案が出てきた場合には、また検討を加えていくものになる」との答弁がありました。委員からは「この時点で出された再発防止対策だということ

は受け止めるが、県警が県民のためにしっかりと働いてくれる組織として生まれ変わるんだというものになるようお願いしたい」との要望がありました。

次に、今定例会の委員会におきましては、まず、「警察本部の不祥事案件の再発防止に係る 取組」として、現在、再発防止対策に掲げた4つの項目全ての施策に着手し、実現に向けて推 進中であると説明がありました。

具体的には、性犯罪を含む犯罪被害者等支援の知見や経験を有する講師を招聘した講話や意見交換の実施、ハラスメントや人権、ジェンダー等に関する有識者等の改革推進委員会への招聘、複数の関係幹部による本部長への同時報告、部下職員が上司を評価する多面観察の試行などの取組等について説明があったほか、9月末時点で、改革推進委員会を5回、改革推進研究会を30所属において開催したとの報告がありました。

委員から、枕崎署で実施した教養の内容について質問があり、「再三、教養を実施しているにも関わらず非違事案が発生するのは、職員が自分ごととして捉えていないと分析し、枕崎署においても、小グループ検討会で盗撮も含めたテーマを設定し、一人一人が事案に対して意見すること、考えることによって自分ごととして捉えられるような教養を実施したところである」との答弁がありました。

また,前生活安全部長が外部に文書を送付した件に関し,議会への説明よりも先に県警の記者会見で事実を明らかにしたことへの見解については,「記者会見での記者とのやり取りの中で回答したものであり,気が回らず申し訳なかった。報告すべき案件があれば,事前に委員にご報告した上で対応してまいりたい」との答弁がありました。

また、改革推進研究会の内容を本部長が仕分けする際に、仕分けの内容を公表すべきではないかとの質問があり、「本部長の判断等に透明性を持たせるという意味では、公表は非常に有意義なことかと考えるが、一方で、議論の萎縮を招く恐れもあるため、その辺りのバランスを見ながら前向きに検討したい」との答弁がありました。

また、仮に百条委員会が設置された場合でも、総務警察委員会でのこれまでの答弁と変わることはないかという質問に対しては、「偽証罪により虚偽の答弁を防げるという意味で百条委員会の設置が論じられていると考えるが、我々としては常任委員会で誠実に答弁しており、偽証罪があるからといって答弁が変わることはない。知り得る範囲で誠実かつ丁寧に答弁しているつもりであり、偽証罪云々の前に虚偽の答弁があること自体がまず考えられない」などの答弁がありました。委員からは、「現時点では百条委員会の役割を果たすことはできず、真相究明にはほど遠いと考える。まずは総務警察委員会でしっかりと調査を行うが、裁判の状況次第で、又は新たな物的証拠が委員から出された場合などには、百条委員会設置の可能性もある」との発言がありました。

# 産業経済委員会

# (委員長報告 令和6年10月9日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

### [議案]

当委員会に付託されました議案 2 件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決 すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第77号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第2号)」のうち、農政部関係の「農業開発総合センター災害復旧事業」に関して、被害の状況や影響について質疑があり、「農業大学校の農業機械研修コース付近の法面が延長14メートル、高さ9メートルにわたって崩落

したものであり、 圃場を往復する際に迂回が必要となるなどの影響が生じている」との答弁が ありました。

次に,議案第83号「契約の締結について議決を求める件」に関して,漁業指導取締兼調査船おおすみ代船建造工事の請負契約に係る一般競争入札について質疑があり、「2者から入札があり、物価高騰を考慮した予定価格の範囲内で落札したところである」との答弁がありました。

### [請願·陳情]

次に、陳情につきましては、新規付託分の陳情1件及び継続審査分の陳情1件を不採択とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第2012号「鳥インフルエンザ埋却地に起因する長迫池等の復旧整備について」は、「県は、これまでに長迫池の漏出物除去などを実施することで水質改善を図っており、水質については、水稲用の農業用水として許容される値となっている。また、土壌・臭気検査結果についても許容値の範囲内となっており、検査結果は住民の方々へ説明を行っている。県は、今後も出水市と連携しながら、各種検査や水稲作の栽培技術指導などを行っていくこととしている」として不採択を求める意見と、「県の努力は認められるが、最終的な解決の段階に至っていない」として採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

陳情第2013号「鹿労委令和元年(不)第1号鹿児島市(交通局)事件に関する公平・中立な調査及び審査・審問のやり直しに基づいた確認書の締結の命令等を求める陳情」について、公正・中立な審査等を求める第1項及び第2項については、「労働組合法や国の通知に基づき、知事が委員を任命した上で、労働組合法等の関係法令に基づき、所要の調査を行い、争点、証拠を整理し、審査計画を策定するなど、適正な審査手続きを行っている」として不採択を求める意見と、「命令には不可変更力が生じることを考慮すれば、疑義が生じないような慎重な審査等が必要である」として採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

また、中央労働委員会への再審査申立てに要する経費への補助金導入を求める第3項については、「再審査申立ての期限については、陳情者である申立て人に通達がなされているが、期限までに再審査の申立ては行われなかった」として不採択を求める意見と、「オンラインによる調査・審問などの改善策が、きちんと機能するのか、状況を見守る必要がある」として継続審査を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

### [県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

まず, 商工労働水産部関係の,「本県の雇用情勢と人材確保対策」について, 論議が交わされました。

委員から、UIターンによる人材確保に関して、移住支援制度などを利用せずに移住してきた方々に対しても、制度利用者と同様の情報発信や、地域とつながるための支援が必要ではないかとの質問があり、「制度利用の有無を問わず、仕事への不安や、地域との関わり方などの悩みは共通であり、そういった方々をサポートする体制の構築が必要であると認識している」との答弁がありました。

委員からは「市町村と連携して、移住者がスムーズに地域に溶け込むための支援体制の構築 に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政部関係の、「かごしまの食、農業及び農村に関する年次報告」について、論議が 交わされました。

委員から、令和5年度に農業に新規参入した企業の業種や生産品目、撤退等企業の撤退理由

について質問があり、「食品会社や福祉事業者など5社が新規参入しており、かんしょや玉ねぎなど様々な品目を栽培している。撤退した企業7社の撤退理由は経営方針の転換や人手不足などが主な理由である」との答弁がありました。

委員からは、「人手不足は大きな課題であるので、外国人材の活用も図りながら、事業が継続できるような支援をお願いしたい」との要望がありました。

最後に, 意見書の発議について申し上げます。

まず、委員から、「世界的な人口増加や経済発展に伴う食料需要の拡大等に加え、ウクライナ情勢等により食料安全保障上のリスクが高まっている中、国は、食料・農業・農村基本法や関連法を改正し、次期食料・農業・農村基本計画に向けた議論を進めることとしていることから、農業者が持続可能な営農に取り組むことができるよう、改正基本法に沿った形で、次期基本計画等において施策を具体化することを求める意見書を、国に提出してはどうか」との提案があり、全会一致で委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

次に、「肉用牛生産や酪農の生産コストの増加、子牛価格の低迷などによる収益性の悪化が 懸念されていることから、畜産農家の経営安定を図るための対策を求める意見書を、国に提出 してはどうか」との提案があり、全会一致で委員会として意見書を発議することを決定いたし ました。

# 総合政策建設委員会

# (委員長報告 令和6年10月9日本会議)

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

#### [議 案]

当委員会に付託されました議案第77号など議案6件及び専決処分報告1件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決または報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第77号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第2号)」のうち、総合政策部関係では、「肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討事業」の内容等について質疑があり、「社会資本整備総合交付金の活用に向け、肥薩おれんじ鉄道未来戦略検討委員会における検討結果を踏まえ、新たに設置する法定協議会において、地域公共交通計画を策定する。旅客・貨物輸送において重要な役割を担う同鉄道について、単なる維持ではなく、観光客も取り込み、地域が活性化する方策や、駅の複合化など地域の方にも使っていただける方策等についても議論し、将来につなげていく」との答弁がありました。

続いて、「地域公共交通燃料油価格高騰対策事業」の具体的な支援内容等について質疑があり、「支援対象となる事業者は、路線バスが18事業者、タクシーが340事業者、自動車運転代行業が299事業者、トラック運送事業者が3384事業者、航路が9事業者、航空路が1事業者を想定している。令和6年8月から12月分について、一台当たりの支援金単価は、例えば路線バスが8万5千円、大型トラックが2万円である。事業者からは感謝の言葉と支援継続の要望をいただいている。今後も各事業者へ支援が行き渡るよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「人件費の高騰や人手不足等で、交通業界も大変厳しい状況であり、この支援 は非常に助かると伺っている。今後もしっかり支援いただきたい」との要望がありました。

次に、土木部関係では、繰越明許費について質疑があり、「繰越理由については、地権者や 関係機関との調整及び資材の調達や搬入に不測の日数を要したものなどがある。繰越の手続き を適正に活用することで、4月から6月の工事の閑散期に工事を行うこととなり、施工時期の 平準化にも資するものと考えている」との答弁がありました。

また、議案第84号から86号「契約の締結について議決を求める件」に関し、変更契約理由であるインフレスライドと特例措置について質疑があり、「公共事業の設計労務単価が12年連続上昇しており、令和6年度は、対前年比6%上昇している。インフレスライドは、労務単価の改定時点において、残工期が2か月以上ある工事が対象となり、急激な賃金等の変動による労務単価の上昇に伴い、残工事に相応する請負代金の1%以上の増額がある場合に適用されることとなっている。特例措置は3月1日以前に積算し、3月1日以降に契約した工事及び委託が対象であり、新単価で積算ができる。県公共四部での実績について、インフレスライドが令和5年度に26件、令和6年度4月末時点で47件、特例措置が令和5年度に191件、令和6年度4月末時点で77件となっている。」との答弁がありました。

委員からは、「物価変動が著しい場合は、インフレスライドや特例措置の協議について、県からも積極的に受託企業に呼びかけていただきたい」との要望がありました。

### [県政一般]

次に県政一般の特定調査について申し上げます。

土木部関係の「北薩トンネルの被災状況と復旧に向けた取組について」, 論議が交わされました。

委員から、今後の取組について質疑があり、「第1回技術検討委員会の結果を踏まえ、復旧に向けては、まずは、安全性を確保する観点から、水抜きボーリングを実施することとしており、具体的な工法については、現在検討中で、併せて、第2回委員会の開催も検討している。また、予算については、現在、公共土木施設災害復旧事業の活用に向け、国と協議を行っており、今後申請することとしている。引き続き、早期復旧に向けて取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

委員からは、「復旧に時間を要することは理解したが、同トンネルが利用できないことによる経済的損失も大きいと考えるため、なるべく早く復旧していただきたい。また、迂回路に対する対応や情報発信をしっかり行っていただきたい」との要望がありました。

# 文教観光委員会

#### (委員長報告 令和6年10月9日本会議)

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

#### [議 案]

当委員会に付託されました議案第77号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第77号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第2号)」のうち、楠隼校共学化整備事業の内容について質疑があり、「楠隼中高一貫教育校において女子生徒を受け入れるため、寮一棟を女子専用とし、浴室、洗濯室、55室の部屋を整備する計画である」との答弁がありました。委員からは「賛成・反対両方の意見があった中で、議論を重ねて共学化を決めたこれまでの背景を大事にしながら、町とも連携して女子生徒の募集を進めていただきたい」との要望がありました。

# [請願·陳情]

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情8件について、1件を採択すべきもの

とし、6件を不採択とすべきものとし、1件については、2項目のうち1項目を採択、1項目を継続審査すべきものと決定いたしました。

また、請願2件について、取下げを承認いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第4016号については、住吉町15番街区にバンケット機能を持ったホテル敷地としての活用の速やかな検討を求める第1項を、「これまでの県議会での議論や鹿児島港本港区エリアコンセプトプランに沿ったものである」ことから、全会一致で採択すべきものとしました。

また、第2項のサンロイヤルホテルの新築移転に向け、住吉町15番街区の一部貸付に最大限配慮してほしいとの要望については、「県としては、駐車場として計画している住吉町15番街区を鹿児島港本港区エリアコンセプトプランに基づき、MICE・バンケット・ホテル等に利活用したいと考えているが、同地を貸し付けるか、売却するかについては、公募要領を整理する中で慎重に検討していきたいとのことであり、県の公募要領策定にあたっての検討状況などを当面注視する必要がある」として継続審査を求める意見と、「ホテルがこれから果たす役割、位置付けを明確にして進めないと誤解を招く」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれましたが、採決の結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

また、陳情第4015号「私学助成の充実強化等に関する意見書の提出」については、「公教育の一翼を担う私立学校において、教育条件の維持向上や学校経営の健全化等を図ることは大変重要であり、国による財政支援の確保は必要である」として、全会一致で採択すべきものと決定し、国に対して意見書を発議することといたしました。

### [県政一般]

次に, 県政一般の特定調査について申し上げます。

観光・文化スポーツ部関係では、「スポーツ・コンベンションセンターの整備に向けた取組 状況」について論議が交わされました。

まず、執行部から、スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業については、8月に入り、入札参加表明があった2つの事業者グループから「労務費の高騰に加えて、金利の上昇や資材価格の高騰が続いている」との話があり、その後も要求水準書等の内容について、より詳細な説明を重ねてきたが、9月27日に2グループから入札辞退届が提出され、入札は不調となったことが報告されました。

委員からは、事業費の積算が適正であったのか、今後、要求水準書の内容を見直す必要があるのではないかといった質問があり、「まずは、『入札辞退に至った理由』や『要求水準書』、『整備スケジュール』、『整備運営手法』への意見、また、『事業費の積算方法』、『今後の物価変動に関する意見』などについて、事業者へ詳細なヒアリングを行い、その結果をしっかりと精査・分析した上で、他県の事例も参考に、整備運営手法などについて、検討していきたい」との答弁がありました。

委員からは、「スケジュールが遅れるほど、事業費は上がっていくので、早めに検討を進めていただきたい」、また、「賛否両論があった中、これまで長い時間をかけて議論し、スポーツ・コンベンションセンターの整備を決定した。県は、この事業を継続していかなければならないという強い気持ちを持っていると認識している。事業者へのヒアリング・意見交換をしっかりと行った上で、明確な根拠のある事業費を説明していただきたい」との要望がありました。最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「近年、子ども達を取り巻く教育環境は、著しく変化し、いじめや不登校といった様々な解決すべき課題が山積している。その課題解決のためには、教職員が児童生徒としっかりと向き合える体制を整備することが重要であることから、教育環境の整備充実を求める意見書を国に対して提出したい」との提案がなされ、全会一致で委員会として発議することを決定いたしました。

# 環境厚生委員会

### (委員長報告 令和6年10月9日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

# [議 案]

当委員会に付託されました議案5件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第77号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第2号)」のうち、保健福祉部関係では「医療勤務環境改善支援事業」に関し、事業の対象医療機関について質疑があり、「対象医療機関については、基幹型臨床研修病院に該当し、かつ、病床100床当たりの常勤換算医師数が40人以上の病院が対象となっており、県内では鹿児島大学病院及び鹿児島市立病院の2医療機関が該当する」との答弁がありました。

また、子ども政策局関係では、「こどもの居場所に関する実態調査事業」に関し、調査実施の経緯について質疑があり、「県内のフリースクール等の状況やそこに通う子ども達の事情は多種多様であり、支援を検討するにあたって、まずは実態を把握するため、調査を行うものである」との答弁がありました。

委員からは、「関係課とも連携しながら事業を進めていただきたい」との要望がありました。

# [請願・陳情]

次に、請願・陳情につきましては、継続審査分の陳情1件について、継続審査すべきものと 決定いたしました。

### [県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

保健福祉部関係では、「難病の現状及び対策について」集中的な論議が交わされました。

委員から,県内の指定難病患者数や指定難病に係る医療費の公費負担額について質問があり,「指定難病の医療費助成の受給者数は、令和4年度末現在で全国が人口10万人当たり839人であるのに対し、本県は966人で、全国より多い状況である。指定難病に係る医療費の公費負担額は、平成27年度は約21億円、令和5年度は約33億円になっており、八年間で約1.6倍となっている」との答弁がありました。

また、難病患者に対する相談支援について質問があり、「県難病相談・支援センターや、地域難病相談・支援センターとして位置付けられている保健所が相談窓口となっている」との答弁がありました。

これらの議論を踏まえ、委員からは、「引き続き難病に苦しんでいる患者に対する相談支援に努めていただきたい」、「難病患者の負担軽減のため、医療費助成の支給認定の有効期間の延長について、県開発促進協議会を通じて国に要望していただきたい」、「難病患者の診察等において、AI技術やIT技術を活用しながら、地理的負担を軽減する施策を推進していただきたい」などの要望がありました。

環境林務部関係では、まず、「『森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例』に 係る取組状況について」、集中的な論議が交わされました。

委員から、昨年度の木材生産額が160億円余りとなっており、県森林・林業振興基本計画の2028年度の目標である150億円を達成していることに関し、目標額の見直しの予定について質問があり、「今後の林業を巡る情勢や国の動向等を注視しながら、目標額を見直す必要があるか、検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、委員から、みんなの森づくり県民税関係事業と国が助成する事業との関係について質問があり、「国庫補助事業や森林環境譲与税を活用した事業の対象とならない再造林や森林環境教育などにみんなの森づくり県民税を活用している」との答弁がありました。

次に、「屋久島・奄美における世界自然遺産登録後の環境保全の取組と課題について」集中的な論議が交わされました。

委員から,屋久島の山岳部のトイレのし尿処理が課題となっていることについて質問があり,「トイレのし尿については,人力以外でより効率的な搬出・処理方法がないか,環境省を中心に,県や町も参画して検討しているところである。実現可能なものから着手してまいりたい」との答弁がありました。

また、委員から、環境保全に係る予算の確保について質問があり、「県の取組として実施すべきものについては確実に予算を確保してまいりたい。一方で、外来種対策など、突発的に発生し、対応しなければならないものについては、県開発促進協議会などを通じ、国に対して予算の確保を要望していく必要があると考えている」との答弁がありました。

# 〈特別委員会〉

# 海外経済交流促進等特別委員会

(令和6年10月7日)

# (調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

### (調査概要)

今年度の調査テーマである「海外経済交流の現状と今後の促進等に向けた調査」に関し、観光庁国際観光部 相互交流促進官の石倉將道氏と、アクセンチュア株式会社 プリンシパルディレクターの小栗史也氏を参考人として招致し、「インバウンドの現状と今後の課題等について」、「海外輸出を梃子とした鹿児島県のグローバル化に向けて」として、それぞれ意見聴取を行った

また,執行部から,令和6年度における主な海外経済交流関係事業の概要等について説明を 受け,これに対する質問等を行った。

# 決算特別委員会

### (令和6年9月27日)

決算特別委員会が開催されたことに伴い,互選により委員長に小園しげよし委員を,副委員長に湯浅慎太郎委員を選任した後,付託された議案第78号,議案第89号及び議案第93号はいずれも継続審査とすることを決定した。

また、閉会中の審査日程及び議案の審査方針を決定した。

# 〈議会運営委員会〉

(令和6年9月25日)

### 協議事項

1 決議(案)等の取扱いについて

委員長から、9月24日に県民連合から「県警察の不祥事等について、地方自治法第100条の規定による調査をなすための特別委員会を設置する決議案」、公明党から「鹿児島県警察改革推進特別委員会の設置に関する動議」が、議長に提出され、どちらとも提出要件を満たしていることが報告された。

次に、議長から決議案等については、通常、閉会日に上程から採決までを1日で行っているところであるが、この件については、県民の関心も高く、慎重かつ丁寧に取扱うことが適切と考えることから、本日の本会議に上程し、複数日に分けて審議し、27日に採決してはいかがかとの提案がされ了承された。

提案理由説明について、県民連合は宇都議員が行うこと、公明党は松田議員が行うことが確認された。

質疑については、公明党提出の動議に対して共産党及び無所属の小川議員が行うこと、質疑の順は、多数会派の順とすること、質疑時間は、共産党、無所属の小川議員ともに答弁を含め5分とすること、質疑の通告締切は本日(9月25日)の午後1時までとすることが確認され、質疑は、9月26日の一般質問終了後に行うことが了承された。

決議案等の賛否通告,討論通告の締切りは9月26日の午後1時までとすることが確認された。

- 2 本日及び9月26日の議事日程について 議事日程が了承された。
- 3 次回委員会開催日時について 9月27日の午前9時30分に開催することとされた。

### (令和6年9月27日)

#### 協議事項

1 決議案等について

ふくし山委員から本日予定している決議案等の討論・表決を常任委員会や陳情審査後の 10月9日閉会日に行っていただきたいとの発言があった。

西髙委員から討論・表決を閉会日に行うのであれば、総務警察委員会の審査後、決議案に対しての質疑が生じることもあり得るので、質疑についても、閉会日に、追加すべきではないかと提案がされた。また、討論の人数について、複数人できることを確認したいとの発言があった。

協議の結果、決議案等に対する討論・表決については、10月9日閉会日に行うこと、追加の質疑については、討論・表決に先立ち行うことが了承された。

なお,追加で行う質疑時間は,前回の質疑を行った議員についてはその残時間とすること, 討論の人数については複数人できること,決議案等の質疑通告,討論通告,賛否通告につい ては,他の議案等と同様に議事整理日に準備の出来次第できるだけ早く提出をすることが確 認された。

- 2 本日の議事日程について 議事日程が了承された。
- 3 次回委員会開催日時について

陳情審査を予定しているが、日程調整中であることから決まり次第,お知らせすることと された。

### (令和6年10月2日)

### 協議事項

1 陳情の審査について

陳情第6003号から陳情第6024号の各第1項 県警の不祥事問題に関する陳情書(第1項)

### 【趣旨及び状況説明】

陳情第6003号から陳情第6024号の各第1項

これらの陳情は、鹿児島県警において、警察官による性犯罪、被害相談への不作為や隠蔽、証拠隠滅が疑われる事案が次々に発生しており、また、いずれも被害者は女性で、捜査の一時中断や証拠映像の消去など被害女性の救済を第一に考えていない姿勢は明らかで、一連の不祥事の根本には、女性への性暴力軽視体質があると考えること。さらにこのままでは、鹿児島県民は鹿児島県警を信用できず、市民が警察の行動に不信感をもって対応しなければならない日常を強いられることになるなどとして、県民の代表である県議会は、百条委員会を設置して真相を究明(疑惑の解明)することを求める趣旨の陳情である。

# [状況説明]

鹿児島県警の不祥事に関する地方自治法第100条の規定による調査をなすための特別委員会の設置については、令和6年6月17日の会派代表者会議及び議会運営委員会において県民連合から提起があり、その後、総務警察委員会の閉会中委員会も2回開催され、その審議等を踏まえ、各会派等において検討が行われ、9月11日に開催された議会運営委員会において、各会派等の協議結果が報告されたが、現時点での設置について意見は一致しなかったところである。

その後、9月24日付けで、県民連合から「県警察の不祥事等について、地方自治法第 100条の規定による調査をなすための特別委員会を設置する決議(案)」が、公明党から 「鹿児島県警察改革推進特別委員会の設置に関する動議」が提出されたところである。

### 【取扱い意見】

#### (西高委員)

自民党は、百条委員会については現時点で設置を見送り、総務警察委員会で引き続き、 審査を行うべきということを考えているが、元生活安全部長の裁判の状況等を注視し、状 況次第では、百条委員会の設置の検討も必要と考えられることから、継続審査でお願いし たい。

#### (ふくし山委員)

百条委員会を設置をして調査をするということで、採択でお願いしたい。

#### (松田委員)

公明党が提案している特別委員会を立ち上げ調査を続ける上で,誰の目から見ても明らかな虚偽答弁などがあれば、当然百条委員会に移行して,この特別委員会を百条委員会として機能することを望んでいる。そういった意味で今回の陳情第6003号から6024号の各第1項については継続でお願いしたい。

### 【審查結果】

陳情第6003号から陳情第6024号の各第1項の計22件は採決の結果,継続審査すべきものとされた。

2 次回委員会開催日時について 10月8日(火)午後に開催することとされた。

### (令和6年10月8日)

# 協議事項

- 1 討論について
  - (1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員が、議案2件、陳情46件について、無所属の小川議員が陳情49件について、討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮し、共産党は15分以内、小川議員は10分以内とすることが確認された。

- 2 議案採決区分について
  - 議案等採決区分表が確認された。
- 3 請願・陳情採決区分について
  - 請願・陳情採決区分表が確認された。
- 4 決議案等について

県民連合提出の「県警察の不祥事等について、地方自治法第100条の規定による調査をなすための特別委員会を設置する決議案」と公明党提出の「鹿児島県警察改革推進特別委員会の設置に関する動議」には共通する部分があるが、表決の便宜上、別個のものとみなし、本会議においては、それぞれについて採決することが決定され、少数会派提出の決議案等から先に採決することとされた。

公明党提出の「鹿児島県警察改革推進特別委員会の設置に関する動議」について、質疑を共産党のたいら議員が行うこと、質疑時間は、前回の残り時間である1分とすること、討論を共産党のたいら議員、無所属のいわしげ議員、小川議員が行うこと、採決方法は、起立採決とすることが確認された。

県民連合提出の「県警察の不祥事等について、地方自治法第100条の規定による調査をなすための特別委員会を設置する決議案」について、質疑を自民党の宝来議員が行うこと、質疑時間は答弁を含め15分とすること、討論を自民党の柴立議員、鶴薗議員、本田議員、県民連合の柳議員、共産党のたいら議員、無所属のいわしげ議員、小川議員、橋口議員、平原議員が行うことが確認された。採決方法については、県民連合のふくし山委員から無記名投票による表決を求める発言が、また、自民党の西髙委員から記名投票による表決を求める発言があり、委員長から会議規則第82条第2項の規定で「両方の要求があるときは、

いずれの方法によるかを無記名投票で決める」とされていることの説明があった。

また,投票となった場合に備え,立会人に元山ひさや議員と湯浅慎太郎議員,予備議員 は松山さおり議員と上山貞茂議員とすることが確認された。

質疑の順序については、多数会派の順、討論の順序については、柴立議員、柳議員、鶴 薗議員、たいら議員、本田議員、平原議員、橋口議員、小川議員、いわしげ議員の順、討 論の時間は、議題の量、性格を考慮し、おおむね1人10分以内とすることが確認された。

# 5 意見書案について

委員会提出の意見書案 4 件について、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は 簡易採決とすることが確認された。

- 6 閉会中の継続審査事件について
  - ① 議会運営に関する事項について
  - ② 議長の諮問に関する事項について とすることが決定された。
- 7 10月9日の議事日程について 議事日程が了承された。
- 8 令和6年第4回定例会の会期日程案(見込み)について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは11月28日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案(見込み)が事務局から提示された。

最終的な日程案の協議は、開会1か月前の議会運営委員会で行うが、提示した案を見込 みの会期日程案として、公表することが了承された。

なお、開会1か月前の議運については、正式には開催通知により案内するが、現時点では、10月30日(水)頃の予定とされた。

#### (令和6年10月9日)

#### 協議事項

1 鹿児島県議会解散の件について

いわしげ議員が趣旨説明を行い,再開後の本会議で速やかに上程し,直ちに審議すること, いわしげ議員が提案理由説明することが確認され,その後,賛否,質疑,討論について,各 会派等意見集約のため休憩した。

再開後, 賛否, 質疑, 討論, 採決方法が確認され, 質疑はないこと, 討論を小川議員, 橋口議員, 平原議員が行うこと, 討論時間は議題の量, 性格を考慮し, おおむね5分以内とすること, 採決方法は記名投票による表決とすることが確認された。

2 本日の今後の議事日程について 本日の今後の議事日程が了承された。